

感染症対策に関する指針

令和4年4月1日

【目的】

感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等、事業所内における感染症体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い福祉サービスの提供を図ることを目的とする。

【感染症対策に関する基本的な考え方】

感染の予防に留意し、感染症発生の際には、速やかな特定、制圧、終息を図る事は障害福祉サービスを提供する上で重要である。そのため、感染予防対策を全職員が把握し、指針に添ったサービスが提供できるよう、本指針を作成する。

【研修・虐待感染症等適正化実行委員会】

事業所内で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議する為、研修・虐待感染症等適正化実行委員会（以下、委員会）を設置する。
原則1年に1回以上、定期協議を行い、必要時は随時協議を行う。

【職員研修に関する基本方針】

- 1.感染予防対策の基本的な考え方及び、具体的対策について職員に周知徹底を図る事を目的とする。
- 2.職員研修は年1回程度開催し、出席できなかったものには、資料等を渡し理解を深める。また必要に応じて随時開催する。

【感染症の発生状況の報告に関する基本方針】

事業所内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的に収集して、的確な感染症対策を実施できるよう早い段階で受診を促し、協力医療機関及び担当医師の指示を仰ぐ。

【感染発生時の対応に関する基本方針】

- 1.早い段階で受診を促し、協力医療機関及び担当医師の指示を仰ぎ、迅速な対応がとれるよう情報管理を適切に行う。
- 2.感染の原因特定のため、症状等をフィードバックする。
- 3.個々の感染例は協力医療機関及び担当医師の指示に従い対応する。
- 4.集団発生あるいは異常発生が見られる時には、原因の排除及び感染拡大の阻止に努める。
- 5.上記4の集団発生が認められた場合、保健所及び事業所を管轄する市等に対し、速やかに

報告し助言・指導を求める。

6.委員会の判断により、行動の制限等が生じた場合には速やかに利用者関係者に連絡を行う。

【当該指針の閲覧に関する基本方針】

- 1.利用者・家族等に感染症対策への理解と協力を得るため、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。
- 2.利用者・家族等への疾病の説明とともに、理解を得た上で、感染対策に協力を求める。

【その他、法人内事業所における感染対策の推進のために必要な基本方針】

- 1.職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスクの励行など、常に感染予防策の遵守に務める。
- 2.職員は自らが感染源とならないよう、健康管理に留意するとともに、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患については、適切にワクチン接種を行う。
- 3.利用者、職員共に必要なワクチンの接種率を高めるように務める。